

日本心療内科学会会員の皆様

平成 30 年度診療報酬改定に関するご報告

平成 30 年 4 月

日本心療内科学会 医療対策保険委員会

日本心身医学会 医療対策・保険委員会

平成 30 年度診療報酬改定について、心身医学・心療内科領域に関する改定が下記の通り、行われましたので、会員の皆様にご報告申し上げます。

神経性過食症の認知行動療法(CBT-E)の保険収載に関しては、申請の段階で、日本心身医学会、日本心療内科学会の他、日本女性心身医学会、日本小児心身医学会ならびに日本摂食障害学会の先生方にご協力をいただきました。また、マニュアル作成に際して、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神・神経疾患研究開発費研究事業「心身症・摂食障害の治療プログラムと臨床マーカーの検証」(主任研究者:安藤哲也)のメンバーの方々にご尽力をいただき、認知行動療法の神経性過食症に対する適応拡大を獲得することができました。今後、CBT-E の研修会が開催されていくと思われませんが、会員の皆様方におかれましては、認知行動療法に関する研修を受け、適正な保険診療をおこなわれるようお願い申し上げます。

次の診療報酬改定に向けて、さらなる努力を続けていく所存でございますので、引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 30 年度診療報酬改定の要点

**【小児特定疾患カウンセリング料】**

算定要件に、小児科以外に心療内科医も算定できることが明記されました

[算定要件]厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、小児科又は心療内科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。

[対象患者]18歳未満の気分障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体的要因に関連した行動症 候群、心理的発達の障害又は小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害の患者

### 【認知行動療法】

これまでの保険対象疾患が、うつ病、不安症、強迫症に加え、新たに神経性過食症が認められました。

神経性過食症の認知行動療法:国立精神・神経医療研究センター精神・神経疾患研究開発費研究事業「心身症・摂食障害の治療プログラムと臨床マーカーの検証」により作成されたCBT-Eのマニュアルに基づいた治療であることが要件となります。